

令和元年 給与に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告の特徴

月例給はプラス改定、特別給（ボーナス）は改定なし

- ・ 民間給与との較差 257 円（0.07%）を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を上げ
- ・ 特別給（ボーナス）は民間の支給割合と均衡しているため、改定なし

※ 月例給は 2 年連続の増額勧告

1 公民比較

(1) 月例給

民間給与	職員給与	公民較差
386,418円	386,161円	257円（0.07%）

（平成31年4月分給与を比較）

※ 市内民間事業所の調査対象は、302事業所（市内1,501事業所から無作為抽出）
本市職員と民間の事務・技術関係の職務に従事する者について、給与を比較
[昨年の公民較差 634円（0.16%）]

(2) 特別給（ボーナス）

民間の年間支給割合 4.51月（本市現行：4.50月）

※ 昨年8月から本年7月までに支給された特別給で算出
[昨年の民間の年間支給割合 4.49月（本市：4.45月）]

2 給与報告・勧告の内容

(1) 月例給の改定内容

給料表を改定すること。

新規学卒者に対して適用する初任給について、大学卒は2,000円、高校卒及び短大卒は3,000円引き上げる。その他、若年層について、所要の改定を行う。

(2) 実施時期

平成31年4月1日から実施

3 人事給与制度等に関する報告の内容

(1) 長時間労働の是正・過重労働の防止

長時間労働の是正はワーク・ライフ・バランスの推進、公務能率の向上、職員の健康保持の観点から重要であり、結果として市民サービスの向上につながる。超過勤務の上限時間について人事委員会規則を規定した重みを受け止め、全職員の意識改革と業務の効率的・効果的方策を模索していく必要がある。

教職員については、「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を着実に実施し、学校現場の実態を正確に把握するとともに、要因を分析し、取組を進めていくべきである。

(2) 新しい働き方について

全ての職員がいきいきと働き続けられるよう、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が可能な環境づくりとその定着が必要である。本市では、今年度から横浜版フレックスタイムと在宅型のテレワークを本格実施している。今後は本格実施をする中で生じる課題を整理し、積極的に取組を推進していくことが必要である。

(3) 女性職員の活躍推進について

女性の政策決定場面への参画を拡充していかなければならず、そのためには一人ひとりのキャリア形成プランの作成などの積極的なアクションが重要である。また、男性職員及び女性職員ともに、育児は女性が中心に担うものといったジェンダー・バイアスを取り除くための意識改革が不可欠である。

(4) 職員の人材育成について

価値観やライフスタイルが多様化した現在においては、一人ひとりに応じたコミュニケーションを図っていく必要があり、引き続き、責任職のマネジメント能力向上のための取組を継続的に実施していくことが重要である。

(5) 障害者雇用の促進について

障害のある人の雇用を促進し、障害のある職員が活躍するためには、職員一人ひとりが障害に対する理解を深めるとともに、柔軟な勤務体制や職場環境の整備、相談支援等のサポート体制の充実が重要である。

(6) 定年の段階的引上げについて

働く意欲のある高齢者が活躍できるよう、職務の在り方や勤務条件、人事評価、個々の事情に配慮した多様な働き方を整理していくべきである。

(7) 会計年度任用職員制度の施行に当たって

会計年度任用職員の任用に当たっては、各職場において法改正の趣旨や改正内容が周知・理解され、適正な対応が確保されるよう取組を行っていくことが必要である。

(8) ハラスメントの防止

労働施策総合推進法の改正の趣旨を十分に踏まえ、引き続き、社会の要請に応え適切にハラスメントの防止に努めていかなければならない。

(9) 健康経営について

近年、働く人の健康づくりを取り巻く産業保健分野においても予防の視点がより重要なものになってきている。ストレスチェックの集団分析結果を職場の環境改善に活用することや、職員の禁煙に向けた取組を強化していくことが必要である。

【参考1】 勧告どおり改定が実施された場合の行政職員の平均年収額

現行	改定後	増減	平均年齢
627万4千円	627万8千円	4千円	40.5歳

(平成31年4月から令和2年3月までの年収額)

<影響額> 行政職員、消防職員、教育職員及び医療職員 約1億3千万円 [32,326人]

【参考2】 最近の給与勧告の状況

	月例給 公民較差	特別給 (ボーナス)		平均年間給与 増減額(行政職員)
		年間支給月数	対前年比増減	
平成21年	▲2,092円 (▲0.50%)	4.15月	▲0.35月	▲17万4千円
22年	▲3,262円 (▲0.80%)	4.00月	▲0.15月	▲11万1千円
23年	▲3,033円 (▲0.76%)	4.00月	—	▲4万8千円
24年	▲317円 (▲0.08%)	4.00月	—	▲4千円
25年	※ ▲95円 (▲0.02%)	4.00月	—	—
26年	903円 (0.23%)	4.15月	0.15月	7万1千円
27年	1,072円 (0.27%)	4.25月	0.10月	5万5千円
28年	455円 (0.12%)	4.35月	0.10月	4万4千円
29年	91円 (0.02%)	4.45月	0.10月	3万7千円
30年	634円 (0.16%)	4.50月	0.05月	2万9千円
令和元年	257円 (0.07%)	4.50月	—	4千円

※ 平成25年は勧告を行わなかった。